

しぶかわし

農業委員会だより

発行／渋川市農業委員会 〒377-8501 渋川市石原80番地(市役所第二庁舎)
TEL 0279-22-2920 FAX 0279-22-2132

vol. 13

平成26年12月



買い物客で賑わう店内



出荷にはげむ生産者



第1直売所

農家が協力してがんばっています 赤城農産物直売所

直売所設立のきっかけは、赤城町北上野地区ブルーベリー組合の人たちが、昭和63年当時、赤城ICの開通、ゴルフ場の開設などで第1直売所付近の県道の交通量が非常に多くなってきたことに着目したことでした。まずは、現在の場所でテントを張り、ブルーベリーや自家野菜等の販売を始めました。

その後、売上も順調に伸びていったので、補助金で現在の建物の建設、平成8年度に赤城農産物直売所利用組合の設立があり、平成9年度からは、第2直売所（敷島地区）を開設しました。

平成25年度の総売上は約2億4,315万円。首都圏や新潟方面からの客も見受けられ、食堂、レストラン、旅館、八百屋等の仕入れに利用する人もいます。現在は、組合員の高齢化が進み、商品が追いつかなくなることもあるので、発足当時は赤城町在住と限定した組合員を、北橘町の生産者まで組合員資格を広げました。平成26年度の新規登録料は3,000円、組合費は無料、取扱手数料は10～15%です。現在、434名で運営しています。

営業日は土曜日・日曜日・祝祭日のみ。営業時間は4月～10月が午前8時～午後5時、11月～3月が午前8時30分～午後4時となっています。

詳しくは、赤城農産物直売所 ☎ 0279-56-3502 (第1) ・ ☎ 0279-56-4183 (第2)

ホームページアドレス <http://akagi-fureai.com/>

または、赤城橘農業協同組合赤城営農経済センター ☎ 0279-56-8941

農業委員会の話



今までどおりの農業委員会に

農政部会長

齊藤光良（村上）

政府の規制改革会議農業ワーキンググループは、平成26年5月14日、

「農業改革に関する意見」をとりまとめました。その中で農業委員

会の見直しに関し、選挙制度の廃止、市町村長による選任、農業団体からの推薦制度の廃止、農業委員数の縮減（一委員会当たり5人から10人程度）等の提言がとりまとめられました。

これは、農業委員会組織の解体を意図していることが考えられます。一連の改革案は、TPP反対を訴えてきた農業関連団体の弱体化の促進と受け止めざるを得ません。市町村長による選任制では、人選も片寄り、農業委員会の独立性も失われます。

○農地の貸し借りは農業委員会で手続きが必要です！



農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためにものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

※会社にお勤めの方が相続したときも届出をお願いします。

どんな時に必要？

相続（遺産分割および包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で所有権などの権利を取得した時です。

届出用紙はどこにあるの？

農業委員会事務局窓口のほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

届出の時期はいつ？

相続登記が終わってから届出をお願いします。

公選制の前提があるからこそ、

その地区の農家の代表といえるのであつて、選任制では農家の代表とは認められません。

また、平成52年には、自治体の

約半数が消滅の危機に直面すると民間の試算も発表されています。

企業の論理を優先し、大都市偏重を続け、地方の農業、経済を軽視し続ける安倍政権は、地方自治体の消滅の時期を早め、国土の荒廃をもたらす暴論と言つても過言ではありません。

渋川市農業委員会は、政府、学識者、農業委員によるパネルディスカッションを開催するよう要望し、改革案がなぜ、構造改革、規制緩和につながるのか説明を求めたいと思います。

また、あらゆる機会をとおし、農業委員会の今までどおりの存続を要望して参ります。

今後も農業委員会の活動に関し、引き続きご理解とご協力を頂きまますよう御願い申し上げます。

利用権は毎月設定できます。

利用権を設定する場合は、設定する利用権始期（毎月1日）の3か月前の月末日までに農業委員会事務局、各総合支所経済建設課窓口で手続きしてください。

利用権設定とは

貸し手、借り手の方から利用権設定関係書類を提出していただき、権利の設定・移転計画をまとめた「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て市が公告し、その計画の内容に従って権利の移転・設定の効果が生ずるものです。

利用権設定の利点

利用権設定期間が満了すると、確実に貸し主の元に農用地が返還されます。離作料を払う必要はありません。また、再度、利用権を設定することで、継続して貸すこともできます。

農林水産大臣表彰を受けました

～活動認められ大臣表彰～

廣田勝次さん / 市農業委員会

平成26年5月19日に県農協ビルで、農業委員会及び農業委員に対する農林水産大臣表彰の伝達式が行われました。

これは、農地の効率的な利用や遊休農地の解消、担い手の育成、地域農業の振興を推進し、他の地域の模範となる活動を行った優良な農業委員会などを表彰するものです。

廣田勝次（前農業委員会長）さんと市農業委員会は、遊休農地発生防止となる緑肥作物「ヘアリーベッチ」の普及と遊休桑園、荒廃農地の15ヶ所を超える解消などの活動が認められ、大臣表彰を受けました。



表彰される廣田勝次さん



家族経営協定を結びましょう

～6組の農家が協定を結びました～

家族経営協定調印式が、平成26年8月19日に市役所第二庁舎で行われました。

今回の締結は、後継者の参加等による見直しが3組、新規締結が3組です。右欄の皆さんのが調印を行い、家族内の取り決めについて確認の文書を取り交わしました。これにより市内の締結農家は234組となりました。



調印式に参加された皆さん

協定を締結した農家の皆さん

| | |
|-----------------------|------------|
| 石坂英雄さん・絹代さん・豊さん・恵美さん | (石原) |
| 八高範夫さん・圭子さん・啓輔さん・光紗さん | (上白井) |
| 品田仁三郎さん・まさ子さん | (白井) |
| 狩野徳市さん・菊野さん | (赤城町津久田) |
| 兵藤高一さん・智津子さん | (赤城町長井小川田) |
| 萩原勝吉さん・和子さん・聰さん | (北橘町真壁) |

家族経営協定とは？

家族ひとり一人がお互いに個性と能力を認め合い、やりがいを持って働くための家族内の取り決めて、農業経営を次の世代にスムーズに引き継いでいくためでもあります。

取り決めの内容は、経営計画、家族（夫と妻、親と子など）内での役割分担や就業条件、収益の配分、将来の経営移譲、老後の生活設計などを話し合い、必要なことを決めるものです。

認定農業者や農業者年金に加入した人が家族経営協定を締結すると、より多くの支援が国から受けられる場合があります。

詳しくは、地区の農業委員または農業委員会事務局（☎22-2920）、渋川地区農業指導センター（☎23-1321）へお問い合わせ下さい。



市長へ要望しました。

－平成27年度農業施策に関する建議書－

平成26年10月14日に市長へ建議書を提出しました。主な事項は次のとおりです。
(全文については農業委員会へお問い合わせください)

1. 国・県への要請について

- (1) 原発事故について

(2) 農畜産物について

(3) 経営所得安定対策に関すること

(4) 多面的機能支払交付金に関すること

(5) 農業用水確保のための環境整備について

(6) 農業振興地域の農用地区域除外申請から許可手続きまでの迅速化と権限委譲の促進について

(7) 総務省による農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視調査結果に基づく勧告について

(8) 地域農産物・特産物を活用した農業の活性化の推進について

(9) 農業用水の汚染防止対策について

(10) 農業委員会組織の活動に対する支援について

(11) 遊休農地対策の推進について

(12) 担い手対策について

(13) 認定農業者等担い手の経営確立の支援について

(14) 農業後継者の育成確保について

(15) 集落営農組織への支援について

(16) 農業青年の交流について

(17) 農業生産基盤の整備・維持管理について

(18) 土地基盤整備と優良農地の確保について

(19) 土地基盤整備事業完了後の長期間経過による用排水路・暗渠排

(20) 農道及び用排水路の整備について

(21) 湾川南部地域用排水路の整備等について

(22) 畜産農家減少に伴う環境対策等の進入道路整備について

(23) 新鮮で安全な地元畜産物の消費を積極的に推進されたい。また、農産物直売所の利用も併せて推進されたい。

(24) 生産団体との協議を深め、生産供給体制の整備・支援をより一推進されたい。

9、有害鳥獣対策について

(1) 新鮮で安全な地元畜産物の消費を積極的に推進されたい。また、農産物直売所の利用も併せて推進されたい。

10、教育の推進について

(1) 建議書を新井会長(右)から阿久津市長へ手渡した





建議書を新井会長(右)から阿久津市長へ手渡した

平成26年度の回答がありました。

Ⅱ 平成20年度農業施策に関する建議

平成25年10月11日付建議について 次のとおりの用旨すとめ、

1 國・縣への要請について

【回答】

取り組んでおりまして、農産物の詰詰を実施していく中で、生産された農産物の流通及び販売の促進について研究をしてまいりたい。

平成26年度 農業委員活動スケジュール

| 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 |
|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 6 日 · 30 日 | 29 日 · 18 日 | 17 日 · 8 日 | 26 日 · 24 日 | 17 日 · 8 日 |
| 18 日 | 26 日 | 24 日 | 23 日 | 28 日 · 17 日 |
| 17 日 | 17 日 | 16 日 | 16 日 | 26 日 |
| | | 30 日 | 30 日 | 26 日 |

(3) 層推進されたい。
学校等教育現場における食農教

業による農産物の生産、流通及び販売に取り組むことができるようになるとともに、消費者が有機農業により生産された農産物を容易に入手できるような仕

(4) 農業者その他の関係者が有機農家を積極的に活用されたい。
(3) 学校等教育現場における食農教育や体験学習の導入・拡大を推進されたい。中学校の職場体験に、酪農や花きなどの優良経営農家を積極的に活用されたい。

10 農地情報の整備・強化について

び観光農業推進分科会において、地域農業活性化推進協議会で地産地消及行い、地域の農産物を温泉客に提供しています。

また、広域圏内の観光農園と旅館とのコラボレーションをすることによる観光客の確保など、農産物の利用率の向上を図る取組を行っています。

さらに、NPO団体などが個々に実施しているグリーンツーリズム活動と連携を図り、民間活力を最大限引き出せるように支援してまいりたい。

渋川市独自の農産物のブランド化を

市独自のブランド化を図り、安全安心の農産物を供給出来るよう推進してまいりたい。

また、観光農業の推進では、伊香保温泉の集客力を活用し、市域の農産物のPRや観光資源のネットワークによる産業振興を図つてまいりたい。

3、農業用水の汚染防止対策について

【回答】

農業用水に影響を及ぼさないよう、引き続き、受益者に早期の繋ぎ込みの要請をおこない、水洗化率の進捗を図つてまいりたい。

4、農業委員会組織の活動に対する支援について

【回答】

貴会が円滑に活動できるよう、引き続き、支援をしてまいりたい。

5、遊休農地対策の推進について

遊休農地対策事業補助制度については、農地の利用状況調査との関連があるため、引き続き貴会と調整していく中で、その実情を勘案し運用してまいりたい。

6、担い手対策について

【回答】

認定農業者等担い手の経営確立、農業後継者の育成確保及び集落営農組織への支援については、引き続き、関係機関と連携し、指導・支援をしてまいりたい。

7、農業生産基盤の整備・維持管理について

【回答】

土地基盤整備は、農業の効率化とりたい。

もに、農地の集約化等により戦略的な農業を可能にし、将来にわたり農業を継続させ、農地の保全を図つていく上で大きな効果をもたらす手段であると考えております。その上で事業の推進については、地元意識の盛り上がり、合意形成が前提となりますので、農業委員の皆様との連携を図りながらソフト面での取組が進んだ地域について、費用対効果の観点にも配慮し必要な支援をしてまいりたい。

また、農道及び用排水路の整備については、地域や水利組合等の要望に対応するなかで計画的に実施しております。今後も耕作条件を向上させるための整備等を進めてまいりたい。

渋川南部地域の用排水路の整備等について、土地基盤整備後の近年の商業化等により雑排水などの処理に憂慮しております。これを解消するためには、一級河川等を含めた流末処理機能を向上させる必要があることから、地域全体の用排水能力の見直しを行うなどして関係機関への働きかけをしてまいりたい。

8、有害鳥獣対策について

【回答】

多発している有害鳥獣対策として、捕獲隊編成による駆除や電牧柵及び防護ネットの設置についての市単独の鳥獣害対策補助制度、また、狩猟期における捕獲奨励金制度により対応しております。また、昨年度は、関係者及び地域住民の鳥獣に対する知識や認識を高め、各地域の鳥獣害対策補助団体や生産者団体を対象に電牧柵等での対策について講習会を開催しました。

引き続き、このような駆除と対策を関係機関と連携しながら、より効果的・効率的な被害対策の推進をしてまいりたい。

9、食育の推進について

【回答】

地産地消による安全・安心な農産物の提供については、有機農業に替わる取り組みとして、現在、選別農薬農法を推進しており、生産された農産物の流通等を研究して行く中で、併せてその仕組みづくりを進めてまいりたい。

また、農業と観光などを含めた異業種間の連携を図りながら地産地消の大に努めてまいりたい。

学校給食への地元食材の供給については、引き続き、関係部局、関係団体とともに取り組みを進めてまいりたい。各学校等で行われている食農教育については、引き続き、関係部局と連携し、さらなる推進をしてまいりたい。

10、農地情報の整備・強化について

【回答】

引き続き、関係部局への働きかけや連携に努めてまいりたい。

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 退任者 萩原　充吉氏 （北橘町小室） | 新農業委員紹介 高橋　寿男氏 （伊香保町伊香保） |
| 小澤　一二氏（吹屋） | |

| 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 26 24 17 ・ 27 日 | 26 24 18 ・ 27 日 | 26 24 18 ・ 27 日 | 25 23 16 ・ 28 日 | 25 24 17 ・ 26 日 | 25 24 17 ・ 28 日 | 29 28 ・ 30 日 |
| 24 24 17 ・ 27 日 | 24 24 18 ・ 27 日 | 24 24 18 ・ 27 日 | 23 23 16 ・ 28 日 | 24 24 17 ・ 26 日 | 24 24 17 ・ 28 日 | 29 28 ・ 30 日 |
| 21 21 14 ・ 27 日 |
| 19 19 12 ・ 26 日 |

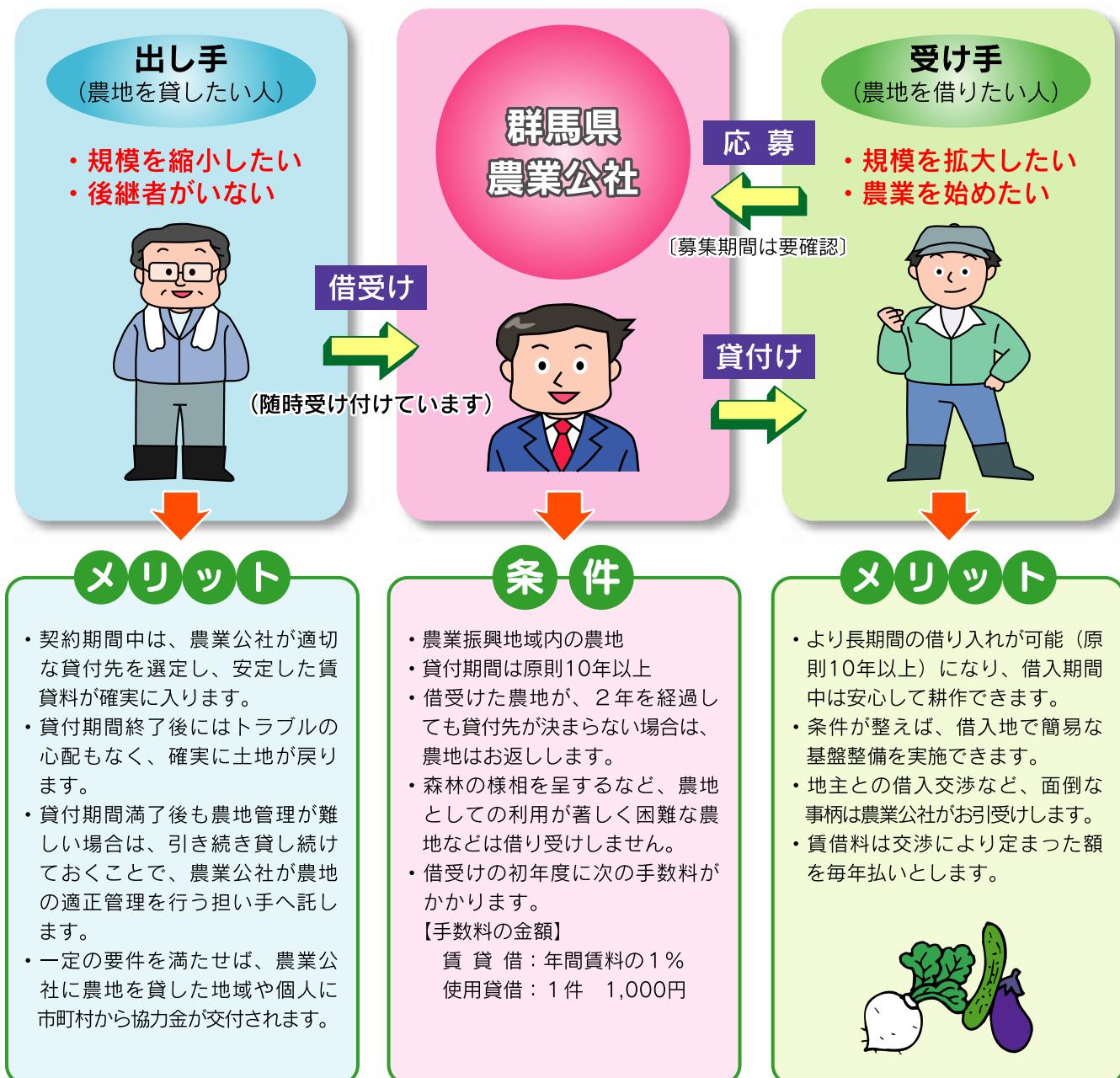
— 農地中間管理事業について —

農地貸し借りの新しい仕組み

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家等から、農地中間管理機構として県から指定された県農業公社が農地を借受け、受け手（担い手農家等）に貸付ける制度です。

農地の出し手と受け手の間に利益を目的としない公的機関が入ることにより、安心して貸し借りが行えます。

また、農業公社に農地を貸すと、経営転換協力金や耕作者協力金など、出し手に対しての支援措置があります。



(農業公社へ農地の貸付をご希望の方は、随時受付していますので、ぜひご連絡ください。)

問い合わせ先 群馬県農業公社 ☎ 027-251-1220
 群馬県農政課 ☎ 027-226-3022
 渋川市農林課 ☎ 0279-22-2593

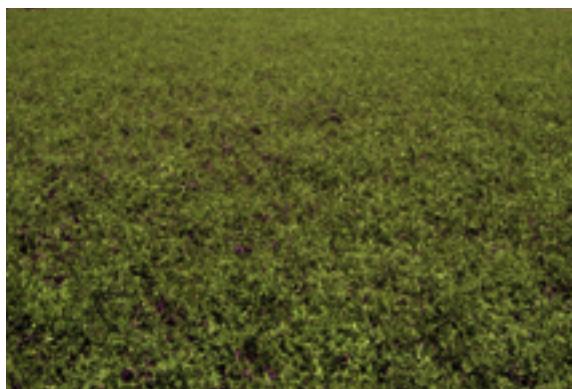
ヘアリーベッチ はいかがでしょうか

雑草対策と遊休農地対策

農業委員会では、遊休農地対策として、市内7か所の展示圃場にヘアリーベッチの種を播きました。ヘアリーベッチは、マメ科の1年草です。カラスノエンドウに似ていて、マット状に地面を覆いながら成長し、総延長は5m以上になることもあります。特徴は、マメ科なので、根粒菌がついて空中窒素を固定し窒素分を蓄えることと、地面を覆うので雑草を抑制してくれます。

(詳しくは農業委員会事務局へ)

ヘアリーベッチの花



10月～6月 青々として飛砂を防止



7月～8月 敷藁状になり雑草を抑制

経営と老後の生活をがっちりサポート

新農業者年金に加入しましょう!!

新しい農業者年金制度は安心して頼れる魅力ある制度になりました

- ◆メリット1 農地を持たない農業者や家族農業従事者も加入できます(国民年金第1号被保険者)
- ◆メリット2 少子高齢化時代に強い年金…積立方式で安定した財政運営を行います
- ◆メリット3 保険料の額は自由に決められます(月額2万円から6万7千円まで千円単位)
- ◆メリット4 80歳までの保証が付いた終身年金です
- ◆メリット5 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
- ◆メリット6 農業の担い手(認定農業者等)には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

詳しくは、地区的農業委員、または農業委員会事務局へ

農政の動きを知り
経営に役立てる

全国農業
新聞

毎週金曜日発刊
購読料月額600円(税込)
お申し込みは地区的農業委員へ

農作業委託の参考にしてください。

平成27年度渋川市農作業労賃標準額

【標準額利用上の注意】※必ずお読みください。

- 下記標準額は、土地改良事業等によるほ場整備地の場合とする。その他は、ほ場条件、作業の難易度によって割増しする。
- 面積計算は、土地登記簿上の面積または換地面積とする。
- 料金支払いは、作業終了後1ヶ月以内に現金で支払う。
- 作業名「農作業全般(草刈り)」については、機械燃料、除草剤等は、実費扱いとする。
- 組織が実施する農作業の場合は、各組織で決定した金額を優先する。

※これは標準額ですので、作業内容や耕地の状況等を考慮のうえ、当事者間で協議のうえ決定してください。
※詳しくは農業委員会事務局(☎22-2920)へ。

1. 臨時雇用賃金

| 作業名 | 単位 | 標準額 | 付記 |
|--|--------|--------|---------------|
| 農作業全般 (田植え、稻刈り、麦刈り、こんにゃく・野菜等植付け、収穫、草刈り) | 1時間あたり | 730円から | 労働条件により異なります。 |

2. 農作業請負料金

| 作業名 | 単位 | 標準額 | 付記 |
|---------------|---------|---------|--|
| 代力き | 10a当たり | 10,000円 | 整地作業は別料金 |
| 畔塗り | 1m当たり | 80円 | |
| 機械田植え | 10a当たり | 9,000円 | 植付のみ |
| 育苗代 | 1箱当たり | 770円 | 中苗(芽出しあり441円) |
| 刈り取り(水稻) | 10a当たり | 18,000円 | 結束・倒伏は割増(コンバイン) |
| (麦) | " | 18,000円 | " |
| (大豆) | " | 15,000円 | " |
| 乾燥(水稻) | 60kg当たり | 1,000円 | |
| もみすり調整(水稻) | " | 1,000円 | |
| 乾燥・調整(麦) | " | 1,500円 | |
| 麦まき一式 | 10a当たり | 18,000円 | 種子、肥料代は別(耕耘、施肥、播種、整地、鎮圧) |
| ロータリー(耕耘) | " | 8,500円 | 1回(すき込み割増) |
| プラウ(すき耕) | " | 8,500円 | |
| 桑抜根 | " | 35,000円 | 抜根のみ ※抜根処理すると185,000円 (運搬距離・処理量により異なります。) |
| サブソイラー | " | 8,500円 | クロスかけ(ピッチ幅70cm×深さ50cm) |
| 遊休農地管理 | " | 30,000円 | 耕耘、草刈、畔塗り等管理(年3回) |
| 運搬費(もみ・玄米) | 1回 | 2,500円 | 軽トラック |
| 緑肥チップ(シュレッダー) | 10a当たり | 6,000円 | |
| コンバイン回送 | 1回 | 3,150円 | |

編集後記 今回は、「農業施策に関する建議書」の回答も掲載しました。ご感想をお寄せください。